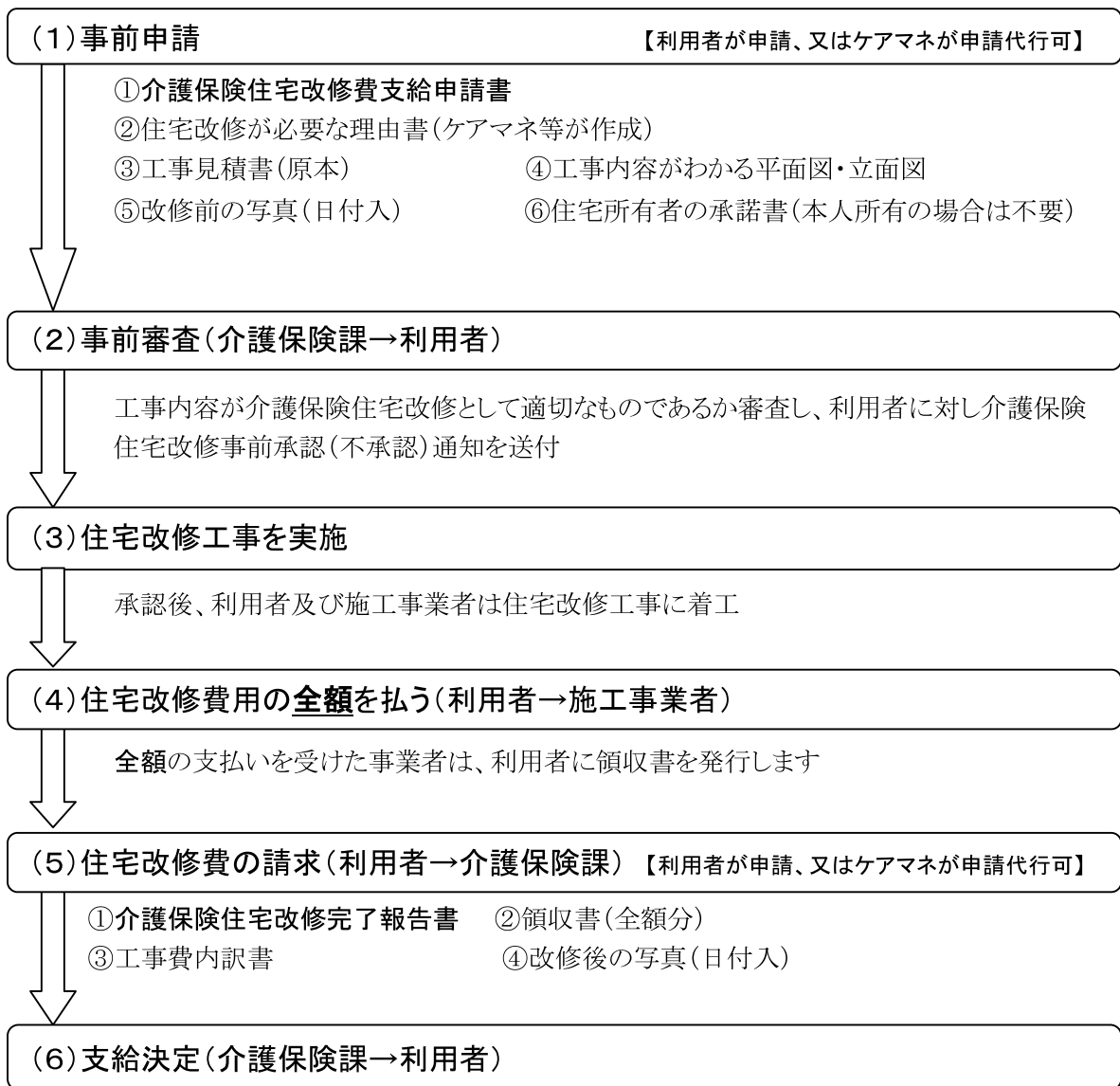


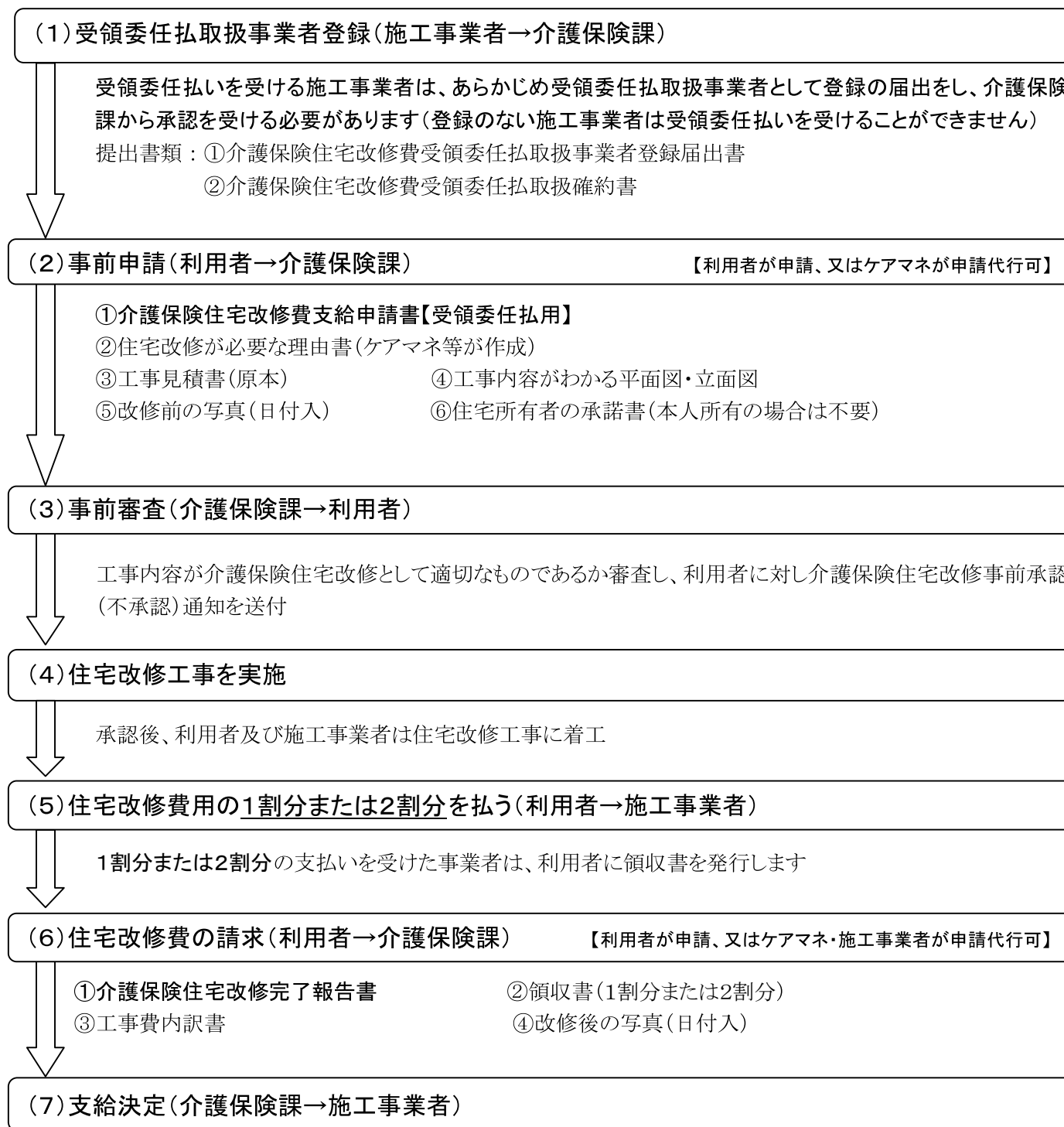
住宅改修費に係る「償還払い」と「受領委任払い」の支給手続きフロー

「償還払い」の手続き（従来型）



実施した工事内容が介護保険として適切なものか、また事前申請内容と相違ないものか確認し、かかった費用の9割または8割(最高18万円)を利用者に支給します
支給決定後は、利用者に対し介護保険住宅改修費支給決定通知書を送付します

「受領委任払い」の手続き（平成25年4月1日より開始）



実施した工事内容が介護保険として適切なものか、また事前申請内容と相違ないものか等について確認し、改修費用の9割または8割(最高18万円)を施工業者に支給します
支給決定後は、利用者、施工事業者の双方に介護保険住宅改修費支給決定通知書を送付します